

居宅介護支援事業者の運営指導における指摘事項等について

1. 令和5年度運営指導状況

居宅介護支援事業所 12 事業所

【基準条例】

宮古島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【参考】

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号)
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号)

宮古島市では、厚生労働省のホームページに掲載されている【運営指導マニュアル・確認項目一覧】を基に独自の自己点検表の提出をお願いしています。

運営指導の標準化・効率化のため、自己点検表には重要な事項を厳選して掲載しています。ただし、自己点検表に掲載されていない基準や関係法令等についても、再度確認し遵守してください。

2. 運営指導における主な指摘事項

■ 従業者の員数（条例第5条）

＜指摘事項＞

- 介護支援専門員証の有効期限に疑義が生じた事例が確認された。

《ポイント》

◎ 介護支援専門員更新研修等を受けずに有効期限切れとなると、その介護支援専門員が作成した介護支援計画書の有効性や従業者の員数不足による利用者の制限、管理者の管理能力等にまで影響がでるため、資格者証の有効期限を定期的に確認する体制を整えるようにしましょう。例えば、年間の研修計画を作成する際に確認するなど

■ 身分を証する書類の携行（条例第12条）

＜指摘事項＞

- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員証を携行していないと思われる事例が確認された。

《ポイント》

◎ 介護支援専門員は、利用者またはその家族から身分証の提示を求められた場合に応じる必要があります。訪問時には必ず身分証を携行してください。

■ 内容及び手続きの説明及び同意（条例第7条）

＜指摘事項＞

- 重要事項説明書に記載されている内容に修正が必要な箇所が見られたため、利用者への説明内容が不明確であった。

《ポイント》

◎ 利用者へは常に最新情報で説明を行えるよう、重要事項説明書の内容を確認し、定期的に更新する必要があります。契約書や運営規程との整合性もご確認ください。

＜指摘事項＞

- 前6月間の事業所割合について、説明していないまたは不十分であることが確認された。

《ポイント》

◎ 令和3年4月～令和6年度法改正以前までは説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず署名を得ることとなっていたが、令和6年度法改正に伴い、事業所割合の説明は努力義務となっています。

＜指摘事項＞

● 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることについて文書を交付して説明を行い、理解を得なければならないが、利用者への説明がされていない事例が確認された。

《ポイント》

◎ 運営基準減算（令和6年度版介護報酬の解釈 1 P854～P855 注6）に該当する場合がありますので、ご注意下さい。

＜指摘事項＞

● 重要事項説明書等が結ばれていないまま、サービス提供を行っている事例が確認された。

《ポイント》

◎ 同意を得ないままサービス提供が行われた期間については、給付が認められません。

■ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針（条例第16条）

＜指摘事項＞

● アセスメントやケアプランに位置づけがない訪問介護員2名での身体介護を行っている。

《ポイント》

◎ アセスメントやケアプランに位置づけがないなど根拠のないサービスについては給付が認められません。要介護認定の申請を行った日から、又は、区分変更の申請を行った日からサービスを利用する場合における暫定プランの場合も同様です。

＜指摘事項＞

● 利用票の作成年月日が空欄で利用者の同意を得た日が確認できない。

《ポイント》

◎ サービス利用票の作成年月日欄について、平成11年11月12日老企第29号「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」令和6年度版（介護報酬の解釈 3 P777）において、第6表②「作成年月日」には「居宅サービス計画からサービス利用票を作成し、利用者の同意を得た日付を記載する」とされています。

◎ 支援経過記録に、利用者や事業所への交付日等を記録する必要があります。

＜指摘事項＞

- アセスメントを行っている根拠が不明瞭で書面での作成を確認することができなかった。

《ポイント》

- ◎ 居宅サービス計画作成にあたっては利用者のニーズ・支援を考慮した上で書面での作成・保管をする必要があります。
- ◎ アセスメントが未作成でサービス提供が行われた期間については給付が認められません。

＜指摘事項＞

- 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めた記録が確認できない。

- 上記の場合に、居宅サービス計画を主治の医師等に交付した記録が確認できない。

《ポイント》

- ◎ 医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合について、ケアマネジメントの一連の流れをご確認下さい。

■ 勤務体制の確保（条例第22条）

＜指摘事項＞

- 指定居宅介護支援事業者は、職場におけるハラスメントの防止のために方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないが、不十分な事例が確認された。

《ポイント》

- ◎ 令和6年度(介護報酬の解釈2 P800)に事業主が講ずべき措置の具体的内容について記載がありますので再確認をして下さい。
- ◎ 厚生労働省HPにてマニュアル等が公開されていますので、ご参照下さい。

■ 秘密保持（条例第26条）

＜指摘事項＞

- 秘密保持について記載内容が不足している事例が確認された。

《ポイント》

- ◎ 令和6年度版（介護報酬の解釈2 P805）「指定居宅介護支援等の事業所人員及び運営に関する基準」第23条で定められている、記載内容を再度ご確認ください。

■ 広告（条例第27条）

＜指摘事項＞

● 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならないが、パンフレットにおいて、記載の修正を必要とする事例が見られた。

《ポイント》

◎ 事業所の最新内容を確認し、その都度修正をする必要があります。

■ 事故発生時の対応（条例第30条）

＜指摘事項＞

● 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないが、その内容が確認できなかった。

《ポイント》

◎ 令和6年度版（介護報酬の解釈2 P807～808）「指定居宅介護支援等の事業所人員及び運営に関する基準」第27条で定められている、記載内容を再度ご確認ください。

■ 各種加算について

〈指摘事項〉入院時情報連携加算

● 入院時情報連携加算を算定するにおいて、要件を満たしている記録等が不明瞭な事例が確認された。

《ポイント》

◎ 最新情報の算定要件をご確認下さい。

〈指摘事項〉退院・退所加算

● 退院・退所加算について算定要件を満たしていない事例が確認された。

《ポイント》

◎ 要件を満たしていない加算は給付が認められません。

〈指摘事項〉ターミナルケアマネジメント加算

● ターミナルケアマネジメント加算について算定要件を満たしていない事例が確認された。

《ポイント》

◎ 要件を満たしていない加算は給付が認められません。

〈指摘事項〉特定事業所加算

●算定基準のうち、「介護支援専門員に対する計画的な研修の実施」について、「研修記録」が不十分だった。

《ポイント》

◎ケアマネジメントの質の向上に資するように、具体的な研修計画を定め実施して下さい。

〈指摘事項〉入浴加算

●居宅サービス計画の原案に位置付けた、通所介護利用回数よりも入浴加算利用回数が上回って算定している事例が確認された。

《ポイント》

◎入浴加算のみでの給付は認められません。

■その他留意事項

管理者の責務（条例第20条）

〈指摘事項〉

●管理者は当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないが、書類が不十分な事例が確認された。

《ポイント》

◎法定書類やその他の業務全般に関する書類等、適切に管理を行い法令遵守に努めなければならない。

別サービス計画書（条例第16条（12））

〈指摘事項〉

●居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めなければならないが、記録が確認できない事例が確認された。

《ポイント》

◎居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を高め、意識の共有を図ることが重要です。

管理者要件について（条例第 6 条第 2 項）

・「中山間地域や離島等においては、人材確保が特に困難と考えられるため、特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネージャーとしない取扱いをすることも可能。」とあることから、現時点において宮古島市では管理者に主任ケアマネージャーの配置を必須とはしていません。

【参考資料】

- ・社保審-介護給付費分科会第 173 回（R1.12.12）参考資料 2
P2「令和 3 年度以降の配慮措置」

居宅サービス計画書の様式変更について

・『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正において、居宅介護サービス計画書第 6 表の標準様式からは利用者確認欄が削除されていますが、記載要領には⑬「利用者確認」についての記載があり、新様式においても利用者確認が必要です。

宮古島市としては、支援経過への記録のみでは双方で合意確認したということの確認が十分であるとは言えないことから、文書による同意の場合、支援経過とは別に双方の合意確認ができるようにして下さい。（例：第 6 表欄外に署名または押印をもらう）

ケアプラン点検に伴う居宅サービス計画書の提出について （条例第 16 条第 18 号の 3）

・ケアプラン点検は、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種が協力してケアプランの内容を検証し、「気づき」を促しながら、適切なケアマネジメントの実施を支援することを目的としています。この点検は、サービスの利用制限や過誤調整を目的とするものではありません。今後該当する居宅介護支援事業所におかれましては、宮古島市から提出の依頼があった場合は、ご協力よろしくお願いいたします。

【参考資料】

- ・介護保険最新情報vol.1006「『指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準』の告示及び適用について」
- ・介護保険最新情報vol.1009「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について」

※以下については、3年間の経過措置を経て、令和6年4月1日からは義務となり、取組(策定)状況が確認できない場合は、運営基準違反となり、介護報酬の減算に該当する場合がありますのでご注意ください。

なお、各事項について方針等の策定が出来ましたら運営規程に掲載し、変更届を提出してください。

■運営規程 虐待の防止のための措置に関する事項（条例第21条第6号）

■業務継続計画の策定等（条例第22条の2）

■感染症の予防及びまん延防止のための措置（条例第24条の2）

■虐待の防止（条例第30条の2）

◎厚生労働省 HP にてマニュアル等が公開されていますので、ご参照下さい。